



KAMIKAWAJI

上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第322号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

凡事徹底

先月末に令和8年熊本地震が発生しました。被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。命に危険な炎暑の季節でもあり、お大事にお過ごしください。

毎朝、熱中症に注意してとの警告を耳にしながら出勤しています。記録的な熱波が欧州を襲って現在までフランスやドイツなど欧州6カ国で死者数一万超と報告されました。日本でも今夏の災害級の熱波の襲来が指摘されています。そんな中で親しかった友人たちの訃報が続いています。人生の終焉がいつくるかは誰にも分からないのです。謙虚に感謝して歩みたいと願う日々です。

世界が39日間にわたって燃え上がったサッカーW杯北中米大会はスペインの優勝で幕を閉じました。メッシやエムバペなど一流のスーパースターの競演をテレビ座席で熱く応援できました。歴代最強と称された日本代表を日本列島が固唾を呑んで見守りましたが、決勝トーナメントで優勝候補ブラジルの前に世界との差を痛感させられました。森保一監督がチーム作りの指針として最も大切にしていたのが「凡事徹底」でした。『なんでもないような当たり前のことを、誰にもできないくらいに徹底して継続して行う』ということ、選手やスタッフと何度も共有してチーム作りをしてきたと語りました。三笥、南野、遠藤、久保などの主力選手を怪我で欠きながらも、チームワークで果敢に戦うことが出来たのです。監督や選手が掲げた「優勝」が早く実現することを祈るばかりです。

今年は終戦81年になり日米関係について、考える時になりました。日本国内には世界最大といわれる在外米軍基地があって、防衛面で米国に依存していることになっています。日本は中国、ロシア、北朝鮮に囲まれ単独では対応できない現状があります。米国との関係を良好に保ち協力を得なければならないのです。これまでの日本は『米国が100%守ってくれる』という前提で実務者レベルでの日々の情報の共有、合同演習に力を入れてきました。しかし米国自体が変容しつつある今、現実にも目を背けず最悪のシナリオへの備えをする必要があるといえそうです。

米国は7月4日、建国から250年になりました。長引く物価高騰や先行き不透明な米イラン情勢など課題が山積する

目次

ごあいさつ “凡事徹底”	…1P
暑中お見舞い	…2P
税務カレンダー	…3P
2026年8月・9月の経理・税務チェックリスト	…4P
お客様情報「グループホームそわか」	…5P
職員コラム 今月の担当: 畠中拓郎	…5P
会計・税務のQ&A!	
“『2026年補助金の活用』”	…6・7P
随想 “『酷暑御見舞』 上川路 美恵野”	…8P

中、トランプ大統領は首都ワシントンで大規模な記念行事を開催し、米国民の祝賀ムードの高揚を図りました。「米国の黄金時代は幕開けに過ぎない。最盛期はこれからだ。米国をより大きく強くする」と強調しました。現在のトランプ政権は、米国が第2次大戦後に主導した国際秩序を顧みずに、強圧的な路線で世界を揺さぶっています。米調査機関が、米中両国のイメージについて36カ国・地域で今年実施した世論調査では、米国よりも中国に好印象を持つ国や地域が多かったと報告されました。

イランの故アリ・ハメネイ師の国葬では、アメリカ建国250周年祝賀にあわせて行われました。米・イスラエルへの国民の敵愾心を煽り自らの求心力を高め決して降伏しないという新指導部の方針が明確になりました。ハメネイ師を暗殺した米・イスラエルへの『報復』を呼びかけるスローガンが響き渡りました。

中国は領空侵犯や領海侵入など日本周辺での活動も活発化して、深刻な懸念事項になっています。6月下旬には中国とロシアの爆撃機が日本海や太平洋を共同飛行しました。中国沿岸部から米本土を直接攻撃できるとされる潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の発射で対米核抑止力の向上を誇示しました。日米を挑発し続ける中国と、高市首相の台湾有事発言以降、政府間対話が途絶えています。今回の発射実験で双方の意思疎通が十分できない実態が、改めて浮き彫りになりました。（令和8年8月吉日）

暑中お見舞い申し上げます

厳しい暑さが続きますが、
いかがお過ごしでしょうか
時節柄ご自愛のほど
お祈り申し上げます

令和8年 盛夏



税理士法人 上川路会計



●お知らせ●

弊社は8/11(祝・火)、8/13(木)～16日(日)が休業日となっております。何かとご迷惑をお掛けいたしますが、何卒宜しくお願い致します。

令和8年熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆さまの安全と一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

災害により被害を受けた場合には、申告・納付などの期限の延長に係る手続等がありますので、状況が落ち着きましたらまずは最寄りの税務署へご相談ください。

[国税庁HP>災害関連情報](#)



災害により被害を受けられた方を支援するために、被災地の地方公共団体に設置される災害対策本部等に義援金や寄附金(以下「義援金」といいます。)を支払った場合の税務上の取扱いや、募金団体に対して支払う義援金が国等に対する寄附金(特定寄附金)として取り扱われるための確認手続等で、照会の多い事例が「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」にまとまっていますので、参考にしてください。

[国税庁HP>義援金に関する税務上の取扱いFAQ](#)

事務所通信9月号で上記に関する記事を掲載予定です

義援金に関する税務上の取扱いFAQ より抜粋

【被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部等に対して義援金を支払った場合】

〔Q 1〕 被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどうになりますか。

〔A〕

（個人の方が義援金を支払った場合）

個人の方が、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して支払った義援金(注)は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。寄附金控除額につきましてはQ 13をご覧ください。

なお、当該義援金は、地方公共団体に対する寄附金として個人住民税の寄附金税額控除の対象となり、原則としてふるさと納税に該当します(ワンストップ特例制度の適用ができません)。

詳しくは[総務省ホームページ](#)をご確認ください。

(注) 日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会等に対して支払った義援金についてはQ 2をご覧ください。

（法人が義援金を支払った場合）

法人が、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

2026年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
				上川路会計お盆休み		
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5

●お知らせ●

当社では8/13(木)～16日(日)が休業日となっております。
業務上のご連絡や期限のあるご依頼につきましては、可能な
範囲で前倒しのご連絡をいただけますようお願い申し上げます。

8月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

〈6月決算会社申告書提出〉

8月31日まで

- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 9月決算法人 第3四半期分
 - 12月決算法人 第2四半期分
 - 3月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- ・消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

8月中において各都道府県・市町村の条例で定める日

- ・個人事業税の第1期分の納付
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付

2026年9月

日	月	火	水	木	金	土
8/30	8/31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
						
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
						
27	28	29	30	10/1	10/2	10/3

9月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

〈7月決算会社申告書提出〉

9月30日まで

- ・7月決算法人の確定申告
- ・1月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 10月決算法人 第3四半期分
 - 1月決算法人 第2四半期分
 - 4月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- ・消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・令和8年分予定納税1期分の納付

2026年8月の経理・税務チェックリスト

個人事業税の納付

□ 8月は、個人事業税の納付時期です。資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気を付けましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

随時改定の反映(4月昇給の場合)

□ 随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

夏祭り等への寄付金

□ 各地で夏祭りや納涼イベント等が催される時期です。会社が提供する社名入りのうちわやタオルなどは、原則として広告宣伝費となります。現金の寄付や人員の派遣などで生じる費用は、事業との関連性や支出の目的、供与の仕方などによって、寄付金か交際費等かが区分されます。適切な処理を心がけましょう。

中間決算棚卸の準備

□ 3月決算法人は、9月に中間決算棚卸を行うところもあります。棚卸のスケジュール等は早めに通知し、準備すべき資料の指示などをして、効率よく進められるようにしましょう。

税務調査対策

□ 税務署内では7月に人事異動があり、業務の引き継ぎ等を経て、毎年8月後半から11月頃にかけて税務調査が増えてきます。自社の処理を再度確認して、いつ税務調査があってもきちんと説明できるようにしておきましょう。

2026年9月の経理・税務チェックリスト

中間決算の検討

□ 3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。業績や資金繰りを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

資金繰り計画の策定

□ 年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

中間決算棚卸の実施

□ 実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

有限会社 メディカルウイル

グループホーム そわか

事業所名変更
&リニューアル

令和7年8月より、当法人は旧「グループホーム明」の事業を譲り受け、新たに運営を引き継ぎました。これに伴い、建物の改修・リニューアルを行い、より心地よく過ごしていただける空間へと整備を進め、令和8年4月から事業所名を「グループホームそわか」へ改めました。

当ホームは、1ユニット9名、2ユニットで計18名の皆さまが共同生活を送る住まいです。各お部屋には「藤」や「群青」など“色”にちなんだ名前を付けており、日々の暮らしにささやかな彩りを添えております。

そわか(幸あれ)の思いを胸に、職員一同これからも心を込めて、あたたかい場所づくりに努めてまいります。

看板



リニューアル!



4月から車も新しくなりました!



有限会社 メディカルウイル

グループホーム そわか

〒893-0026

鹿児島県鹿屋市祓川町3982番地2

TEL 0994-43-0550

FAX 0994-43-0522

見学は随時受付中です。お気軽にお問い合わせください。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ「わたしのおすすめ!」を紹介していきます。

職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆

テーマ: 「アニマルセラピー」

子どもができてからは休みの日になるとよく外へ出掛けることが多くなりました。近所の知らない道をちょっとした冒険みたいに散歩したり、県内外の公園や季節の花を見に行ったりしています。

最近のお出かけスポットで一番のおすすめは、熊



本にある阿蘇ファームランドの「ふれあい動物王国」です。たくさんの動物たちと直接ふれあえる癒しのスポットで、動物との距離が本当に近い! ビーバー、カピバラ、フラミンゴ、リクガメなど可愛らしい動物たちに間近で触れることができ、

今月の担当: 監査部 畠中 拓郎

エサやり体験を通じて子どもから大人まで楽しめてたくさんの癒しをもらえました。

特にビーバーがめちゃくちゃかわいいですよ! ビーバーファンからは「ビーバーの聖地」と呼ばれているみたいです。



(ふれあい動物王国HPより)



ビーバー好きの方はもちろん、動物好きの方はアニマルセラピーで癒しのひとときを体験しに足を運んでみてはいかがでしょうか。

会計・税務のQ&A!



テーマ『2026年補助金の活用』

2026年も、中小企業の挑戦を後押しする多様な補助金制度が公募されています。設備投資、新事業、デジタル化など、企業が抱える課題によって選ぶべき制度はさまざまです。

今回は、「経営課題から選ぶ補助金」を図で整理し、代表的な制度をいくつか取り上げました。

皆さまの事業運営における判断材料の一つとしてご参照ください。

【2026年補助金一覧】

F&M one connect・中小企業庁HP参照

補助金は、取り組みたい内容や投資規模によって向き・不向きがあります。下の表を参考に、自社の経営課題に近い補助金を確認してみましょう。(公募期間が終了している補助金もあります)

売上規模 イメージ	投資規模 イメージ	主な経営課題			
		売上拡大	高付加価値化	省力化・デジタル化	新事業挑戦
100億円～ 10億円	10億円～ 1億円	成長 加速化 補助金			
10億円～ 数千万円	1億円～ 5千万円		② ものづくり 補助金	省力化 投資 補助金	② 新事業進出 補助金
数千万円	5千万円～ 数百万	① 持続化補助金		③ デジタル化・ AI補助金	① 持続化補助金 (創業型)

②ものづくり補助金、新事業進出補助金については統合され、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」になりました

【2026年各種補助金】

① 持続化補助金

販路開拓の取り組み等を支援!

小規模事業者が直面する制度変更に対応し、販路開拓や業務効率化の取組を支援するため、必要な経費の一部を補助します。これにより、地域の雇用や産業を支える事業者の生産性向上と持続的発展を図ります。

申請枠と補助率

	一般型				創業型	共同・協業型
	通常枠	インボイス 特例	資金引上げ 特例	災害支援枠		
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者へ転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた創業1年以内の小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である5者以上の小規模事業者の販路開拓を支援
補助上限	50万円	補助上限 50万円 上乗せ	補助上限 150万円 上乗せ	直接被害: 200万円	200万円 ※インボイス特例は適用	参画事業者が 5者～9者の場合:2,000万円 10者以上の場合:3,000万円
補助率	2/3 ※資金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4	両特例で200万円上乗せ		2/3、定額	2/3	・地域振興等機関:定額 ・参画事業者:2/3
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費			左記に加え、設備処分費、修繕費、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関 ...謝金、旅費、備品費など ・参画事業者 ...旅費、借料、設営・設計費など

一般型第20回公募:
2026年11月15日開始

創業型第4回公募:
2026年11月15日開始

共同・協業型第3回
公募:2026年8月14日
開始

②新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

第1回公募：10月30日まで！

新たな製品・サービス開発のための設備導入・システム構築、既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化を支援します。

項目	革新的新製品・サービス枠	新事業進出枠	グローバル枠
補助対象者	日本国内に本社・事業実施場所を有する中小企業等		
補助対象事業	革新的な新製品・サービスの開発	新規性のある製品・サービス +新市場への進出	自社製品を活用した 海外販路開拓
補助上限額	最大3,500万円 ※従業員規模・要件により異なります	最大9,000万円 ※従業員規模・要件により異なります	最大9,000万円 ※従業員規模・要件により異なります
補助率	中小企業1/2(2/3)、小規模2/3 ※要件により異なります	中小企業1/2(2/3) ※要件により異なります	中小企業2/3
補助対象経費	機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費	左記+建物費	左記+建物費、海外旅費、通訳・翻訳費

③デジタル化・AI導入補助金

生産性向上・業務の自動化・人手不足対策等！

デジタル化・AI導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けた ITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金です。

通常枠	インボイス枠 インボイス対応類型	インボイス枠 電子取引類型	セキュリティ対策 推進枠
ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	ITツール等を導入して インボイス制度に対応	発注者主導で取引先の インボイス対応を促す	サイバーセキュリティ 対策を進める
			
1/2以内 5万円以上 150万円以内 ITツールの業務プロセスが 3つまでの場合	3/4以内 50万円以内 ITツールが1機能までの場合 ハードウェア購入の場合 補助率1/2以内 補助額10万円以内(PC・タブレット等) /20万円以内(レジ・販売機等)	2/3以内 350万円以内	1/2以内 5万円以上 150万円以内 小規模事業者の場合は 補助率2/3以内
単独申請可能なツールの 拡大 ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用に加 えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象）	ハードウェア購入費	クラウド利用料 （最大2年分）	サイバー セキュリティ お助け隊 サービス利用料 （最大2年分）

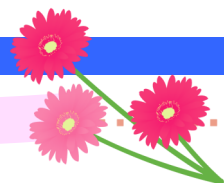
※補助率は中小企業の場合となります。また、その他複数社連携IT導入枠もございますので詳しくは公募要領をご確認ください。



申請対象の要件や詳細は経済産業省サイト「ミラサポplus」等でご確認ください！

早めのご準備を！

補助金は中小企業にとって心強い支援ですが、公募期間が短く競争率も高いため、準備が遅れると採用に至らない可能性が高まります。当初予算や補正予算では新制度や特別枠が設けられることも多く、企業は最新情報の確認や計画づくりに追われがちです。だからこそ、公募前からゆとりをもって情報収集や社内での方針共有、投資計画の具体化を進めておくことが大切になります。



先月末、令和8年熊本震災が起きました。お亡くなりになった方々を悼むとともに、被災して今も不自由な生活を余儀なくされている方々にお見舞い申し上げます。

地震発生時、私は事務所で仕事をしていました。大きくて長い揺れに不安が募り、収まってから職員の安否確認などをしたのですが、色々と不備な点、今後の検討課題などが見つかりました。

大きな爆発事故の起きた商業施設では従業員さんたちが犠牲になりました。詳しい状況についてはまだ解明の途中だと思いますが、報道されている範囲では一度施設の外に出たのに揺れが収まった後で施設内に戻ったとのこと。店舗の被害確認や資産保全の指示の有無が取沙汰されていて、平時の判断から非常時の判断へ切り替えるべきだったという意見も聞かれました。とはいえ、その時その場での判断は後で言うほど簡単ではなく、私もいざというときの行動の指示を下す立場の一人として考えさせられました。

復興作業に従事する方々、避難所生活を送る方々、電気ガス水道などインフラに支障がある方々にとって、この酷暑の状況は文字通り過酷です。せめて過ごしやすい気候に、と願っています。

さて、鹿児島でも連日暑い日が続いています。光の矢が降り注ぐような日差しを浴びていると体の力が汗と一緒に溶けだしてしまうようです。夏のお出かけとしては屋内施設に目を向ける過ごし方が良いかもしれません。特に美術館や博物館では夏休みには特別企画展を開催していますので、どれも興味深く順番に訪れています。

その中から鹿児島市立美術館で開催された「美術館に行こう!ディック・ブルーナに学ぶモダン・アートの楽しみ方」についてご紹介します。ブルーナは「ミッフィー(うさこちゃん)」の生みの親で、絵本作家、グラフィックデザイナーとして活躍しました。展覧会では、『うさこちゃん びじゅつかんへい』という絵本の、はじめて美術館を訪れた子どもが素直にモダン・アートを楽しむという筋に沿って鹿児島市立美術館の所蔵品も展示されていて、ちょっと難解な印象の芸術に自然と親しむことができました。他にも多彩なブルーナの絵本やデザインの仕事が紹介されているのですが、ブルーナは、これらの仕事を通じて平和や人権などについて啓発を行ってきました。展覧会でも言葉が違ふ、肌の色が違ふ、耳が垂れている、車いすを使っているなどの多様な特性のあるキャラクターの紹介もされていました。絵本を通じて多様性や共生について学ぶ機会にもなればと思いました。

また、今回の展覧会とは直接関係ありませんが、ブルーナは東北大震災の時に大粒の涙を流すミッフィーのイラストとメッセージを寄せています。朝日新聞の記事には「愛する人との別れは悲しいことです。でも『あなたの人生はこれからも続いていくんだよ』と伝えたかったのです」と二粒の涙の訳を語っています。

被災地では楽しみにしていた夏休みに被災して辛い生活を送っている子供たちも多いことでしょう。多くの人々の支援や寄り添う気持ちが届くことを願っています。



地震(ない)あれど紅く静かに堀の蓮 美恵野



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <https://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

令和8年熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。日々の暮らしが一日も早く穏やかさを取り戻されますよう願っております。

この夏は温暖化の影響が一段と強まり、各地で40度近い厳しい暑さが続いています。体温より高い環境にいるということは、身体の冷却機能が追いつかず、熱中症の危険が急速に高まる状態です。外出時はこまめな水分補給と休息を心がけ、どうかご自愛ください。

編集委員 上川路美恵野 総務課一同

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

